

4. 「芸術家の創作活動のための滞在」 (Estancias de Creación Artística)

プログラムの概要：メキシコ在住のメキシコ人または外国人の専門家の指導を受け、作品制作をめざすアーティストの滞在プログラム。

創作活動のための申請であること（パフォーマーや研究者ではなく）。授業、セミナーやワークショップへの出席費用は奨学金に含まれない。

必要条件：アーティストで創作活動に従事するのに十分な経験が認められた方対象

期間：最短1ヶ月、最長6ヶ月

メキシコの受入機関：公立・私立の学術・文化・芸術の機関及びワークショップ・学問の機関で、アーティストの創作活動について個別指導を提供出来るところ。

提出書類：

1. 願書

オンライン上でデジタル写真を含め書式に記入すること。

2. 芸術活動を展開する出願者を招待するメキシコの受入機関のレター（受入承諾書）

以下の内容が明記されていること。

- a) 芸術活動のタイトル
- b) 指導教官の氏名
- c) 活動の開始日、終了日。出願者は特別プログラムの一般条件を参照し、ひと月目の給付金を1か月受け取る為にはプログラムをメキシコ到着後、月初め1日から10日までに開始出来るよう考慮すること。また最終月の給付金を受け取る為には月末の3日間の内に終了出来るよう考慮すること。

受入機関が公立の学術・文化機関の場合、レターは受入機関のレターヘッド、受入機関印入りで担当役員（受入機関のディレクターまたは同等の方、国際課長や学術交流部長）の署名入りで提出すること。

ワークショップ、ギャラリー等の場合、レターは受入機関のレターヘッド、担当役員（受入機関のディレクターまたは同等の方）及び受入機関の代表の直筆署名入りで別途受入機関の概要を添付すること。全てのケースにおいて、指導教官の略歴を添付すること。

3. 芸術活動を個人アーティストの下で行う場合、指導教授となるそのアーティストの作品について掲載された（雑誌、新聞等）3点を添付すること。

4. 履歴書

スペイン語で記載すること。他言語の場合はスペイン語訳（翻訳証明は不要）を添付すること。

5. 創作活動をメキシコで希望する理由書（最終目標をまとめること。）

6. 体系化した創作計画書

作品のタイトル、活動計画表、及び創作する作品の特徴を明記すること。（目標、技術、使用する材料）

7. 応募者の素質を裏付ける（作品が掲載された雑誌、新聞等を添付）著名なアーティストからの推薦状

8. 芸術活動を希望する出願者の経験を裏付ける電子ポートフォリオまたはインターネットのリンク先で少なくとも作品5点と作品の下書き2点（各作品紹介：作品タイトル、テクニック、サイズと作成された年を含む）を紹介すること。

作品がビデオやアニメーションの場合、電子ポートフォリオ（PDF版）で5作品、各作品の6つの質のいい静止イメージ（ストップモーション）と各作品紹介（作品タイトル、テクニック、サイズと作成された年）を提出すること。

舞台或いは音楽作品の場合、3つの作品のインターネット・リンク先を明記すること。

8. 健康診断書

公共医療機関、或いは民間医療機関発行の健康状態が良好であると証明するもので、願書提出より3ヶ月以内のもの。
医師が個人的に発行する診断書は受け付けない。

9. パスポートのコピー（最初と最後のページ）

10. 出願者が特別プログラムの一般条件に同意し署名したレター

待遇（*）：

- ◇ 生活費（月額）：メキシコシティで定める最低賃金の5倍。現在、10,956.00ペソ支給（2016年4月4日のメキシコ中央銀行のレートで627.90米ドル相当）。
- ◇ 奨学生が在住する国の首都からメキシコシティまでの奨学金開始・終了時の往復航空券
- ◇ 国内交通費（メキシコシティー活動拠点ーメキシコシティ）。滞在期間中の国内活動の交通費は自費扱いとなる。
- ◇ メキシコ社会保険庁（IMSS）の総合医療保険は、奨学金支給開始後4ヶ月目から適用される。

注：滞在が4ヶ月未満の場合、奨学生は幅広い適用範囲の国際医療保険への加入が義務づけられる。